



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会社名 伯 東 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 杉本 龍三郎
(コード: 7 4 3 3、東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理統括部長 新徳 布仁
(TEL. 0 3 - 3 2 2 5 - 8 9 1 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の化学事業において、化粧品及び医薬部外品を自社の名称・ブランドで上市する新規ビジネスへの参入に備えるため、現行定款第 2 条（目的）について、薬事法に定める業態の「製造販売業」に係る規定として第 6 号を新設するとともに、前第 5 号の規定の一部を変更するものであります。その他、上記規定の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されます。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 36 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) 化学工業薬品類(工業冷却水用薬品、石油・石油化学工業用薬品、紙・パルプ工業用薬品等)、化粧品、医薬品、医薬部外品並びに微生物を応用した酵素及び生物製剤の製造、販売並びに輸出入</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)～(15)</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 化学工業薬品類(工業冷却水用薬品、石油・石油化学工業用薬品、紙・パルプ工業用薬品等)、化粧品原料、医薬品原料及び医薬部外品原料並びに微生物を応用した酵素及び生物製剤の製造、販売並びに輸出入</p> <p><u>(6) 化粧品及び医薬部外品の製造販売、製造、販売並びに輸出入</u></p> <p><u>(7)～(16)</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上